

水質等分析（県西部）業務委託仕様書

公益財団法人富山県下水道公社（以下「発注者」という）と受注者は、本仕様書に従い、業務を履行するものとする。

（目的）

第1条 この仕様書は、水質等分析（※県西部）業務委託の仕様書として、当該業務に必要な事項について定めるものとする。

※県西部とは、高岡市、射水市、砺波市、南砺市、小矢部市、氷見市を示す。

（法令の遵守）

第2条 受注者は、委託業務の履行にあたり、下水道法（昭和33年法律第79号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、計量法（昭和26年法律第207号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他関係する法令を遵守しなければならない。なお、最新の法令改正等に従い業務を履行し、履行期間中の改正等について発注者、受注者にて協議するものとする。

（提出書類）

第3条 提出書類は以下に示すとおりとする。

（1）業務着手時に提出する書類

①業務着手届（様式第16-1号）

②業務工程表（様式第17-1号）

③管理技術者等届（様式第18-1号）

（管理技術者については社員証の写し、照査技術者については社員証並びに計量法による環境計量士(濃度関係)登録証の写しをそれぞれ添付するものとする。）

④計量法による計量証明事業登録証の写し

⑤計量証明事業の登録簿の謄本の写し

⑥特定毒物研究者許可証の写し

⑦計量に使用する計量器の名称、性能及び数を明示した書類

⑧分析項目ごとの分析手法（フロー）を示す書類

（2）業務履行期間中に提出する書類

第6条（分析精度の管理確認）に関する書類

（3）業務完了時に提出する書類

①業務委託完了届（様式第20-1号）

②業務記録写真 1部

（分析項目ごと及び主な分析手順ごとに撮影し、撮影箇所及び説明等を記入しなければならない。なお、同一方法により複数の項目を同時分析するものについて共通する部分の写真は、代表的なものを添付すればその他については省略できるものとする。また、分析を複数回実施する場合は、そのいずれかの分析について記録するものとする。）

（4）その他、発注者が提出するように指示した書類

（技術者の配置等）

第4条 受注者は、照査技術者に環境計量士を配置し、その他当該業務に関連する技術者を揃え、的確な業務を履行しなければならない。

2 照査技術者は、業務全体の総括責任者として高度な技術を有し、かつ監理能力のあるものでなければならない。

3 環境計量士は、各調査物質等の計量を証明しなければならない。

(業務内容)

第5条 受注者は、別紙1に示す分析を次の各号により行わなければならない。また、各市からの受託試験項目並びに検体数は、別紙設計書P-7に示す通りとするが、予定数量であって、最終的には発注者の指示するもので実施するものとする。

(1) 業務実施フロー

業務の実施フローは、別紙3に示すとおりとする。

(2) 分析調査の実施日

発注者が指定する日とする。

(3) 分析項目

別紙1の分析項目の中から指定する。

(4) 試料の採取

受注者は、発注者が指定した場所において自ら試料を採取するものとする。なお、試料採取時の安全対策は、受注者が適時対応するものとする。

(5) 分析の方法

以下に示す方法によるものとする。

水質分析

①下水の水質の検定方法に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）

②環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）

汚泥溶出、汚泥含有等

目的に適した方法により実施するものとする。

なお、分析方法は最新の改正によるものとする。

(6) 容器の保管

受注者は、発注者より容器の貸与を受けたときは責任を持って保管し、洗浄して返却しなければならない。

(分析精度の管理確認)

第6条 受注者は、当該業務を実施するにあたり、自ら実施する分析精度の管理に関する書類を提出しなければならない。

(分析結果の報告)

第7条 受注者は、調査実施日から起算して9日以内に分析結果を報告しなければならない。また、その他関連資料（チャート紙、計算根拠等）についても速やかに提出するものとする。

①計量証明書

②水質等分析結果報告書（別紙2）

③その他関連資料（チャート紙、計算根拠等）

2. 受注者は、分析項目ごとに定められた基準値を把握しなければならない。

3. 受注者は、各分析項目基準値を超える分析結果が得られたときは、直ちに発注者に連絡しなければならない。

(変更契約)

第8条 設計書に示す検体数は予定数量であり、発注者の都合により増減するものとする。変更契約は総検体数の増減についてのみとし、最終の分析業務終了時に精算変更するものとする。

(暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置)

第9条 受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

(疑義の解釈)

第10条 この仕様書の各事項に疑義を生じた場合、又は定めのない場合は、発注者受注者協議してこれを定めるものとする。

別紙 1

水質等分析項目	分析方法
水素イオン濃度 (pH)	規格. 12. 1
生物化学的酸素要求量 (BOD)	規格. 21
化学的酸素要求量 (COD)	規格. 17
浮遊物質量 (SS)	告示付表. 9
ノルマルヘキサン抽出物質	付表. 4
よう素消費量	省令別表. 2
陰イオン界面活性剤	規格. 30. 1
塩素イオン	規格. 35. 3
全窒素 ^{※1}	規格. 45. 1、45. 2
全リン ^{※2}	規格. 46. 3
大腸菌群数	省令別表. 1
フェノール類	規格. 28. 1
銅及びその化合物	規格. 52. 2、52. 3、52. 4、52. 5
亜鉛及びその化合物	規格. 53
鉄及びその化合物 (溶解性)	規格. 57. 2、57. 3、57. 4
マンガン及びその化合物 (溶解性)	規格. 56. 2、56. 3、56. 4、56. 5
クロム及びその化合物	規格. 65. 1
カドミウム及びその化合物	規格. 55
シアン化合物	規格. 38. 1. 2、38. 2、38. 3
有機リン化合物	付表. 1
鉛及びその化合物	規格. 54
六価クロム化合物	規格. 65. 2. 1
ひ素及びその化合物	規格. 61
水銀及びアルキル水銀その他の化合物	告示付表. 1
アルキル水銀化合物	告示付表. 2、付表. 3
PCB ^{※3}	告示付表. 3、JIS K0093
トリクロロエチレン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5
テトラクロロエチレン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5
ジクロロメタン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1
四塩化炭素	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1、5. 5
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1
ベンゼン	JIS K0125. 5. 1、5. 2、5. 3. 2、5. 4. 2
チウラム	告示付表. 4
シマジン	告示付表. 5
チオベルカルブ	告示付表. 5
セレン及びその化合物	規格. 67
ほう素及びその化合物	規格. 47

ふっ素及びその化合物	規格. 34. 1、34. 2、告示付表 6
亜硝酸性窒素	規格. 43. 1. 2
硝酸性窒素	規格. 43. 2. 5
アンモニア性窒素	規格. 42. 2、42. 3、42. 5
1, 4-ジオキサン	告示付表. 7
ニッケル	規格. 59
前処理費 (溶出)	昭和 48 年環告第 13 号
前処理費 (含有)	平成 15 年環告第 19 号

※1 窒素含有量 ※2 燐含有量 ※3 ポリ塩化ビフェニル

規 格 : JIS K0102

告示付表 : 昭和46年環境庁告示第59号

付 表 : 昭和49年環境庁告示第64号

省 令 : 厚生・建設省令第1号

水質等分析結果報告書

委託団体名				報告責任者	(公財)富山県下水道公社	
試料採取年月日		平成 年 月 日		時刻	AM・PM 時 分	
天候	当日			試料名		
	前日					
	前々日					
		気温				℃
水質試験項目		分析方法(例)		測定値		
外観		規格.8				—
水温		規格.7.2				℃
水素イオン濃度(pH)		規格.12.1				—
生物学的酸素		規格.21				mg/l
化学的酸素要求量(COD)		規格.17				mg/l
浮遊物質量(SS)		告示付表.9				mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		付表.4				mg/l
よう素消費量		省令別表.2				mg/l
陰イオン界面活性剤		規格.30.1				mg/l
塩素イオン		規格.35.3				mg/l
窒素含有量		規格.45.2				mg/l
燐含有量		規格.46.3				mg/l
大腸菌群数		省令別表.1				個/cm ³
フェノール類		規格.28.1				mg/l
銅及びその化合物		規格.52.4				mg/l
亜鉛及びその化合物		規格.53.3				mg/l
鉄及びその化合物(溶解性)		規格.57.2				mg/l
マンガン及びその化合物(溶解性)		規格.56.4				mg/l
クロム及びその化合物		規格.65.1				mg/l
カドミウム及びその化合物		規格.55.3				mg/l
シアン化合物		規格.38.1.2.38.3				mg/l
有機リン化合物		付表.1				mg/l
鉛及びその化合物		規格.54.3				mg/l
六価クロム化合物		規格.65.2.1				mg/l
ヒ素及びその化合物		規格.61.2				mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の化合物		告示付表.1				mg/l
アルキル水銀化合物		告示付表.2				mg/l
ポリ塩化ビフェニル		告示付表.3				mg/l
トリクロロエチレン		IIS K0125.5.2				mg/l
テトラクロロエチレン		IIS K0125.5.2				mg/l
ジクロロメタン		IIS K0125.5.2				mg/l
四塩化炭素		IIS K0125.5.2				mg/l
1,2-ジクロロエタン		IIS K0125.5.2				mg/l
1,1-ジクロロエチレン		IIS K0125.5.2				mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン		IIS K0125.5.2				mg/l
1,1,1-トリクロロエタン		IIS K0125.5.2				mg/l
1,1,2-トリクロロエタン		IIS K0125.5.2				mg/l
1,3-ジクロロプロペン		IIS K0125.5.2				mg/l
ベンゼン		IIS K0125.5.2				mg/l
チウラム		告示付表.4				mg/l
シマジン		告示付表.5				mg/l
チオベルカルブ		告示付表.5				mg/l
セレン及びその化合物		規格.67.2				mg/l
ほう素及びその化合物		規格.47.3				mg/l
ふっ素及びその化合物		規格.34.1				mg/l
亜硝酸性窒素		規格.43.1.2				mg/l
硝酸性窒素		規格.43.2.5				mg/l
アンモニア性窒素		規格.42.5				mg/l
1,4-ジオキサン		告示付表.7				mg/l
ニッケル		規格.59.4				mg/l
備考						

規格 : JIS K 0102
告示付表 : 昭和46年環境庁告示第59号
付表 : 昭和49年環境庁告示第64号
省令 : 厚生・建設省令第1号

分析者:

業務実施フロー

	関連自治体	富山県下水道公社	分析受託業者
水質分析の指示	実施計画書 (年間) 実施依頼書 (当該月)	指示書(依頼書)の送付 受領	受領 ↓ 承諾書の作成 ↓ 承諾書の提出
検体の採取及び運搬	必要に応じて立会い	必要に応じて立会い	試料採取の事前準備 ↓ 試料の採取及び運搬 (採取のための安全対策)
水質分析			分析の実施
分析結果の報告(速報)	分析結果の速報報告	受領 ↓ 分析結果の確認	水質分析結果(別紙2)速報の報告 ※FAX、電子メール等
分析結果の最終報告	分析結果の最終報告	受領 ↓ 分析結果の最終確認	計量証明書、水質分析結果報告書(別紙2)及びその他関連資料の提出
資料の保管		計量証明書、水質分析結果報告書及びその他関連資料の保管・管理	終了

